学校法人豊田学園 岐阜保健大学 ガバナンス・コード

学校法人豊田学園

岐阜保健大学

令和 6 年 10 月

学校法人豊田学園 岐阜保健大学 ガバナンス・コード

令和 6 年 10 月 1 日制定
（日本私立大学協会ガバナンス･コードに準拠）

第１章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性･自律性として尊重され､個性豊かな教育･研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は、社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人豊田学園（以下「本法人」という。）が設置する岐阜保健大学大学院及び岐阜保健大学（以下「本学」という。）は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくため、また、教職員はその使命を具現する存在であるため、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ、様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

１－１　建学の精神・教育理念

⑴　建学の精神

建学の精神は、次のとおりです。

「命と向き合う心、知識、技を持った地域医療に貢献できる医療人の養成」

⑵　教育理念

教育理念は、次のとおりです。

①　看護学研究科

人間環境に関する該博な知識と深い理解力を備え､すぐれた見識をもって、人類と国家社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的とし、生命の尊厳と人権の尊重を基盤に看護職としての深い学識及び卓越した能力を養い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を学修し、その深奥を深め健康課題への取り組みを通して社会貢献と地域の発展に寄与することを教育理念とする。

②　看護学部

看護の深い専門的な知識と技術を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観と心豊かな人間性を身につけた、常に自己研鑽を継続できる高い資質と看護実践能力を持った看護職者を養成すること、また、その養成を通じて広く地域と社会の保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的とする。

③　リハビリテーション学部

生命の尊厳を基盤とした倫理観をもち、全人的医療に関する知識と技能及び態度を備えた理学療法士または作業療法士を養成する。また、その養成を通じて、広く地域社会の保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的とする。

１－２　教育目標・教育研究上の目的（本学の使命）

⑴　教育目標及び教育研究上の目的

①　大学院看護研究科

「生命の尊厳と人権の尊重を基盤に看護職としての深い学識及び卓越した能力を養い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を学修し、その深奥を深め健康課題への取り組みを通して社会貢献と地域の発展に寄与することを教育理念とする。

【養成する能力】

ア　看護実践の改善力；看護を提供する場の力動を構造的に把握し、改善に向けて組織的に取り組むことができる能力

イ　看護実践を研究につなげる研究基礎力；看護の実践・教育・管理の改善・改革をめざした研究の取り組みができる能力

ウ　多職種・市民との連携力・調整力；研究的視点をもって多職種・市民と共同してサービスの変革に取り組むことができる能力

エ　地域に根ざした質の高い看護実践力の向上;看護現場や教育現場で看護職者のリーダーや教育者として機能できる能力

②　看護学部

看護の深い専門的な知識と技術を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観と心豊かな人間性を身につけた常に自己研鑽を継続できる高い資質と看護実践能力を持った看護職者を養成すること、また、その養成を通じて広く地域と社会の保健・医療・福祉の向上に貢献することを目的に、以下の７つを教育目標としています。

【養成する能力】

ア　社会に広く貢献するための幅広く深い教養、総合的な判断力及び誠実で豊かな人間性

イ　人間の尊厳と権利を擁護する能力と高い倫理観を基盤としたヒューマンケアの態度、科学的根拠に基づき、看護を計画的かつ安全に実践する能力

ウ　個人や家族の健康レベルや生活、地域の特性と健康課題を査定し、より質の高い看護を実践できる能力

エ　ケア対象のあらゆる発達段階、健康状態、心理状態に対応して援助できる能力

オ　保健医療福祉チームとの関係性を密にし、連携・協働して社会的ニーズや状況に対応した看護を提供できる能力

カ　看護専門職としての役割を果たし、社会に貢献していくため、将来にわたり自己研鑽を継続し、看護実践のための専門性を発展させる能力

②　リハビリテーション学部

理学療法、作業療法の専門的知識と技術、態度を備え、生命の尊厳を基盤とした倫理観と心豊かな人間性を身につけ、地域の保健・医療・福祉の向上に貢献することのできる高い資質と実践能力を持ったリハビリテーション専門職を養成する。

【養成する能力】

ア　社会に広く貢献するための幅広く深い教養、総合的判断力及び誠実で豊かな人間性

イ　人間の尊厳と権利と擁護する能力と高い倫理観を基盤としたヒューマンケアの態度

ウ　科学的根拠に基づき、理学療法、作業療法を計画的かつ安全に実践する能力

エ　個人や家族の健康レベルや生活、地域の特性と健康課題を評価し、より質の高い理学療法、作業療法を実践できる能力
オ　対象のあらゆる心身機能・身体構造・活動・参加に対応して支援できる能力
カ　保健医療福祉チームとの関係性を密にし、連携・協働（共働）して社会的ニーズや状況に対応した理学療法、作業療法を提供できる能力
キ　リハビリテーション専門職としての役割を果たし、社会に貢献していくため、将来にわたり自己研鑽を継続し、専門性を発展させる能力

⑵　中期的な計画（5 年ごと）の策定と実現に必要な取り組みについて

①　安定した経営を行い、内部質保証に基づく、中期的な学内外の環境の変化の予測を勘案して、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
②　中期的な計画の進捗状況、財務状況については、大学運営会議・内部質保証評価会議で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
③　財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のため、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
④　改革のため、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
⑤　経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取り組みを徹底します。
⑥　中期的な計画に盛り込む内容は、以下の 4 点です。
ア　大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
イ　業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
ウ　財務内容の改善に関する目標を達成するための措置
エ　内部質保証、自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するための措置

⑶　本学の社会的責任等

①　自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
②　学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
③　本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

第２章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。
従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。

本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

２－１　理事会

⑴　理事会の役割

①　意思決定の議決機関としての役割

ア　理事会は、本法人の経営強化を念頭におき、業務を決し、理事の職務執行を監督します。

②　理事会の議決事項の明確化等

ア　理事会において議決する本法人における重要事項（あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない事項等）を寄附行為に明示します。

イ　理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ　業務執行者から理事会へ適切な報告がなされるよう、留意します。

③　理事及び学校運営責任者の業務執行の監督

ア　理事会は、本法人が設置する学校の運営責任者（学長、校長）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に学校の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ　理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう、監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④　学長への権限委任

ア　学長が任務を果たすことができるようにするため、理事長は、理事会の議を経て、総理する業務の一部を学長に委任しています。

イ　学長が副学長等を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ　各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り、規程整備等による可視化を図ります。

⑤　実効性のある開催

ア　理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については、事前に決定して、全理事で共有します。

イ　審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥　役員（理事・監事）は、その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、又はその職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑦　役員（理事・監事）が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑧　役員（理事・監事）の本法人に対する責任が加重とならないよう、損害賠償責任の減免の規定を整備します。

⑨　理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

２－２　理事

⑴　理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

①　理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。

②　理事長を補佐する理事として、常務理事を置きます。また、理事長の代理権限

順位も明確に定めます。

③　理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。

④　理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため、忠実にその職務を行います。

⑤　理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑥　理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

⑦　理事は、競業及び利益相反取引を行おうとするときは、理事会において、当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

⑵　学内理事の役割

①　教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため、適切な業務執行を推進します。

②　教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

⑶　外部理事の役割

①　複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。

②　外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において、様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

③　外部理事には、審議事項及び報告事項に関する情報について、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

⑷　理事への研修機会の提供と充実

①　全理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

２－３　監事

⑴　監事の責務（役割・職務範囲）について

①　監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

②　監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。

③　監事は、その責務を果たすため、法令、寄附行為、学校法人豊田学園監事監査規程及び監事監査ガイドラインに則り、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べることができます。

④　監事は、本法人の業務等に関し、不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。

⑤　監事は、理事の行為により、本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求できます。

⑵　監事の選任

①　監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、監事を選任します。

②　監事は、2 名置くこととします。

⑶　監事監査基準

①　監事機能の強化のため、学校法人豊田学園監事監査規程及び監事監査ガイドラインを制定します。

②　監事は、毎会計年度初めに、監査計画を策定し、理事長に提出します。

③　監事は、学校法人豊田学園監事監査規程及び監事監査ガイドラインに基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。

⑷　監事業務を支援するための体制整備

①　監事、会計監査人及び内部監査室の三者による監査結果について、意見を交換し、監事監査の機能の充実を図ります。

②　監事機能の強化の観点から、監事会を開催します。

③　監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

④　本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について、理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。

⑤　その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

２－４　評議員会

⑴　諮問機関としての役割

理事長は、次に掲げる事項について、あらかじめ、評議員会の意見を聴きます。

なお、問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

①　予算及び事業計画

②　事業に関する中期的な計画

③　借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

④　役員に対する報酬等の支給の基準

⑤　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

⑥　寄附行為の変更

⑦　合併

⑧　目的たる事業の成功の不能による解散

⑨　寄附金品の募集に関する事項

⑩　その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

⑵　評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

⑶　評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

⑷　評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、理事長は、事前に当該監事の資質や専門性について十分検討します。

２－５　評議員

⑴　評議員の選任

①　評議員の人数は、理事人数に対して、十分な人数を選任します。

②　評議員となる者は、次に掲げる者としています。

ア　本法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者

イ　本法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 歳以上の者のうちから、理事会において選任した者

ウ　学識経験者のうちから、理事会において選任した者

③　本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申 ができる有識者を選出します。

⑵　評議員への研修機会の提供と充実

①　本法人は、評議員に対し、審議事項及び報告事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

②　本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第３章　教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の選任は、岐阜保健大学学長選考規程において、「大学運営会議の委員または評議員から推薦を受けた学長候補対象者から、岐阜保健大学学長選考会議が選考し推薦した学長候補者を理事会が決定し、理事長が文部科学大臣に申し出る」としています。

また、学校法人豊田学園組織規程において、「学長は、校務を掌り、大学院及び大学を代表する。」 としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する。」とありますが、理事長は、理事会の議を経て、総理する業務の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

３－１　学長

⑴　学長の責務（役割・職務範囲）

①　学長は、岐阜保健大学学則第 1 条に掲げる「教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、保健医療に関する専門の理論及び技術を深く教授研究し、並びに豊かな人間性、高潔な人格と専門的能力をかね備えた資質の高い人材を育成することにより、地域の保健医療の向上と福祉の増進に寄与し、その教育研究の成果により、広く地域と社会の発展に貢献することを目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属職員を統督します。

②　学長は、理事会の議を経て、理事長から委任された権限を行使します。

③　所属職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

⑵　学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

①　大学に副学長を置くことができるようにしており、学校法人豊田学園組織規程において、「副学長は、学長の命を受け、学長を補佐して校務にあたる。」としています。

②　研究科長及び学部長の役割については、学校法人豊田学園組織規程において、「研究科長は、学長の命を受け、大学院研究科の教育研究に関する業務を統括し、所属教職員を指揮監督して、学長の校務を補佐する。また、各学部長は、当該学部の教育研究に関する業務を統括し、所属教職員を指揮監督して、学長の校務を補佐する。さらに、図書館長は、図書館業務を務括し、所属職員を指揮監督して、学長の校務を補佐する。」としています。

３－２ 教授会

⑴　教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するため、教授会を設置しています。審議する事項については、岐阜保健大学教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第 93 条に定められているように、教授会は、定められた事項について、学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第４章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなり ません。

建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。

ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるためには、公共性と信頼性を担保する必要があります。

４－１　学生に対して

３つの方針（ポリシー）を全学及び学科・専攻ごとに定め、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

①　３つの方針（ポリシー）

ア　卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ　入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

②　自己点検・評価を実施し、広く社会に公表するとともに、その結果に基づき、学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。

③　ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず、毅然かつ厳正に対処します。

４－２　職員等に対して

⑴　教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価・改善（ＰＤＣＡサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営に向け、適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

⑵　ユニバーシティ・ディベロップメント：ＵＤ

全構成員による建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取り組みを推進します。

①　ボード・ディベロップメント：ＢＤ

ア　監事は、毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会及び評議員会に報告します。

②　ファカルティ・ディベロップメント：ＦＤ

ア　３つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取り組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るＰＤＣＡを明示します。

イ　教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにＦＤ推進組織を整備し、年次計画に基づき、取り組みを推進します。

③　スタッフ・ディベロップメント：ＳＤ

ア　全ての教員・事務職員等は、その専門性と資質の向上のための取り組みを推進します。

イ　ＳＤ推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取り組みを推進します。

ウ　教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき、業務研修を行います。

４－３　社会に対して

⑴　認証評価及び自己点検・評価

①　認証評価

全ての大学は、7 年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられています。

本学も、評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて、自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

②　自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③　学内外への情報公開

刊行物やホームページ等を通じて、自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

⑵　社会貢献・地域連携

①　資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産学官の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の枠割を果たすよう、努めます。
③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。
④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。
⑤ 環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について、対応します。

４－４ 危機管理及び法令遵守

⑴ 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。
ア 大規模災害
イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

② 災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。
ア 学生等の安全安心対策
イ 減災・防災対策
ウ ハラスメント防止対策
エ 情報セキュリティ対策
オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取り組みます。

⑵ 法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則及び諸規程（以下 「法令等」という。）を遵守するよう、組織的に取り組みます。
② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第５章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点から、ステークホルダーへの説明責任を果たします。

５－１ 情報公開の充実

⑴ 法令上の情報公表 公表すべき事項は、学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定

若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については、主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表

ア 大学の教育研究上の目的

イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー

エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

オ 教育研究上の基本組織

カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業者数並びに進学者数及び就職数その他進学及び就職等の状況

ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

ケ 学修成果に係る評価及び卒業認定に当たっての基準

コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用

シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書

イ 寄附行為

ウ 監事の監査報告書

エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）

オ 役員報酬に関する基準

カ 事業報告書

⑵ 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努め、最大限公開します。

① 教育・研究に資する情報公開

ア 大学間連携

イ 地域連携

② 学校法人に関する情報公開

ア 中期的な計画

⑶ 情報公開の工夫等

① 私立学校法に基づき、各事務所に備え置く書類は、請求があれば、閲覧に供します。

② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。

③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開のほか、学校要覧、入学案内、各種パンフレット等の媒体も活用します。

④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。